解散公告（第三回）

当基金は、平成二十四年十月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

大阪市東成区中道三丁目一番一四号

大阪鍍金工業厚生年金基金

代表清算人　寺内　攻二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月三日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

佐賀県佐賀市水ヶ江二丁目六番九号

財団法人北水会館

清算人　福井　章司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市城西三丁目五三二七番地、最後の住所山形県米沢市小野川町二二二〇番地の二　被相続人　亡　片倉　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

山形県米沢市中央四―一―一〇　イマムラビル二階　長岡克典法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長岡　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市横瀬一三六三番地四、最後の住所茨城県神栖市横瀬七八三番地一〇二　被相続人　亡　岡野　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一一号鹿島セントラルビル新館五階

相続財産管理人　柴田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南二条西七丁目一二番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目一七番地　プレジデント三八―四〇一号　被相続人　亡　片岡　正照

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階　浦和法律事務所

相続財産管理人　沼尻　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区島町一二〇三番地九、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字新堤八番地一シャルマンコーポ大宮七里六一〇　被相続人　亡　堀金　博通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区大門町三―五〇Ｖ　ＩＰロイヤル氷川台三〇一号室横山佳純法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　佳純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村郡三春町大字上舞木字戸ノ内一一〇番地、最後の住所東京都江戸川区西一之江三丁目八番一七号　被相続人　亡　陰山　清二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和田三丁目七一番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀三丁目一八番一三―二〇八号　被相続人　亡　鼓田　フサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

事務所東京都日野市日野本町三―一四―一　八谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市緑区三保町二三六九番地一四、最後の住所横浜市緑区台村町五七八番地一第六丸正ビル三〇五号　被相続人　亡　向田　祐介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

横浜市港北区新横浜二―五―二二エクセレントプラザ新横浜

相続財産管理人　飯島　忠則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡芦峅寺三二番地、最後の住所富山市大町三六番地の五　被相続人　亡　佐伯　又盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

富山市五福六〇一番地一　神通スカイハイツ四〇六号　相続財産管理人　押川　幸治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市大野町二丁目一四番地、最後の住所石川県金沢市押野一丁目五〇八番地　被相続人　亡　松下　鉄男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

事務所石川県金沢市御影町二番二号ＭＩビル二階さえき司法書士事務所

相続財産管理人　佐伯　知亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市大里町二〇一八番地、最後の住所山梨県甲府市上町一四七六番地　被相続人　亡　小林　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十六日

山梨県甲府市中央一丁目一二番四二号甲府第一法曹ビル４Ａ舞鶴法律事務所

相続財産管理人　弁護士　猪狩　学

第13期決算公告

平成24年10月29日　東京都中央区八重洲一丁目６番６号

株式会社エス・エイ・エヌ

代表取締役社長　天本　敏昭

貸借対照表の要旨　（平成24年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	157,019	流動負債	46,377
固定資産	55,729	固定負債	5,400
		資産撤去引当金	5,400
		株主資本	173,834
		資本金	30,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	123,834
		利益準備金	4,500
		その他利益剰余金	119,334
		（うち当期純損失）	(147,623)
		評価・換算差額等	△12,862
		有価証券評価差額金	△12,862
合計	212,749	合計	212,749